**建築基準法第４４条第１項第２号に基づく許可に関しての取扱い**

**（平成２３年７月１４日開催　平成２３年度第１回白山市建築審査会承認）**

１．（主旨）

この基準は建築基準法第４４条第１項第２号に係る許可に際し、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得るものとして、その手続きの簡素化と迅速化を図るものである。

２．（適用の範囲）

建築物の用途は、以下のものとする。

(1) 公衆便所

(2) 巡査派出所

(3) バス停留所の上屋

(4) 自転車駐車場の上屋（(3)と一体的な）

３．（要件）

建築物及びその設置場所が次の要件を満たすこと。

(1) 道路構造令に規定する歩道上（当該歩道に沿って国、地方公共団体その他これらに類する機関が所有し、当該歩道と一体的に整備されている部分を含む）で設置後の余幅が２メートル以上確保できる部分、または交通島上に設置されていること。

(2) 上記部分の使用について、所有者または管理者と協議が終了していること。

(3) 他の建築物または工作物と接続していないこと。

(4) 建築物は平屋建てで、延べ床面積が１００平方メートル以下とし、道路構造令に規定する建築限界内に建築しないこと。

(5) 建築物の主要構造部は不燃材料であること。

(6) 雨水、落雪に適切な配慮がなされていること。

４．（建築審査会の同意）

この基準に適合するものは、予め建築審査会が同意したものとする。

５．（建築審査会への報告）

　特定行政庁は、この基準により許可したときは建築審査会に報告しなければならない。